

第3回尾張旭市立地適正化計画策定検討会議

- 1 開催日時
令和3年7月2日（金）
開会 午前 10時
閉会 午前 11時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂2
- 3 出席の構成員及びオブザーバー
（構成員）
菅井 径世、水津 功、秋田 一誠、若杉 満、高橋 芳江、森 喜美、
奥村 紀代子、成瀬 友晃（代理：高島 和也）、水野 真吾
9名
（オブザーバー）
小井手 秀人（代理：福岡 正樹）、堤 清
2名
- 4 欠席の構成員及びオブザーバー
（構成員）
伊藤 智成
1名
（オブザーバー）
塚上 久司
1名
- 5 傍聴者数
1名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 臼井 武男、都市整備部技監 伊坪 剛次、
都市計画課長 伊藤 秀記、都市計画課係長 小菅 匡範、
都市計画課主査 鵜飼 あづみ、都市計画課主事補 筒井 楓斗
- 7 議題等
立地適正化計画の基本的な方針について
居住誘導区域の設定について
都市機能誘導区域の設定について
誘導施設の設定について
その他
- 8 会議の要旨

<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>皆様、大変お待たせをいたしました。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから「第3回尾張旭市立地適正化計画策定検討会議」を始めさせていただきます。</p> <p>私は、都市整備部長の臼井と申します。皆様、本日は、大変お忙しい中、また、お足元が悪い中、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、以後は着座にて失礼いたします。</p> <p>さて、本市の立地適正化計画につきましては、今年度末の完成を目指し、皆様の御協力をいただきながら、策定の検討を進めてきておりまして、昨年度からの引き続きで、本日が3回目の会議となります。</p> <p>本日の議題につきましては、次第に記載のとおり、「(1) 立地適正化計画の基本的な方針について」、「(2) 居住誘導区域の設定について」、「(3) 都市機能誘導区域の設定について」、「(4) 誘導施設の設定について」の、計4件となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、前回の会議の以後に新たに委員になられた方がいらっしゃいますので御紹介させていただきたいと思ひます。</p> <p>皆様、お手数ですが、机上に配布させていただきました「構成員等及び出席者名簿」を御覧いただけますと幸いです。</p> <p>名簿の一番左の列、区分の欄、上から3行目、各種団体の委員といたしまして、本年5月25日付けで前任の方が退任されたことに伴ひ、新たに商工会から御推薦をいただいた委員が就任されております。</p> <p>大変お手数でございますが、お名前をお呼びいたしますので、御起立一礼の上、御着席いただけますとありがたいと思ひます。</p> <p>お名前は、秋田一誠委員でございます。</p>
<p>秋田委員</p>	<p>前任の商工会長江より引き継ぎ、本日よりお世話になります秋田です。よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日この会議より、このメンバーで御議論をいただきたいと思ひますので、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、続きまして皆様に連絡事項が3点ありますので、事務局より説明させていただきます。</p> <p>それではよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>都市計画課長の伊藤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、私の方から3点、連絡をさせていただきます。</p> <p>まず1点目は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止について」です。</p> <p>皆様におかれましては、会議室への入室前の健康チェック、検温、マス</p>

<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>クの着用、手指の消毒などに御協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>また、会議室内におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、席の間隔を広くするなどの対応を行っておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に2点目は、「会議の公開について」でございます。</p> <p>本会議につきましては、公開の対象となっております。会議の公開につきましては、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくものでございます。</p> <p>会議開催後には、本日の会議録などの資料も公開いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に3点目といたしまして、本日の資料の確認についてです。</p> <p>本日の「次第」が1枚、「資料1」から「資料4」までのA3サイズの資料が1部ずつ、右肩に「参考資料2」と記載しております、A3サイズのを1部。以上の資料をあらかじめ配布させていただいております。</p> <p>また、本日、机上に「参考資料1」、「構成員等及び出席者名簿」、「配席図」、「事務局等出席者名簿」の4部をお配りしております。</p> <p>非常に多くの資料を配布させていただいておりますが、資料の不足等がございましたら、事務局にて用意いたしますので、お声かけください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局からの連絡事項は以上でございます。</p>
<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>続きまして、本日の出席者について御報告させていただきますので、ただいま御確認いただきました「構成員等及び出席者名簿」、もう一点、「配席図」を並べて御覧いただくような形で御用意いただけますとありがたいと存じます。</p> <p>まずは、名簿の方を御覧いただきますと、構成員区分の下から3行目、名古屋鉄道株式会社の成瀬様の代理として、鉄道事業本部計画部計画課チーフの高島様に御出席いただいております。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>高 島</p>	<p>高島でございます。成瀬が所用により参加ができませんので、大変失礼ではございますが、私が代理で出席をさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>御覧いただいた名簿のすぐ下でございますが、宅地建物取引業協会の伊藤様につきましては、本日御都合により、あらかじめ欠席の旨の御連絡をいただいておりますので、皆様にお知らせをいたします。</p> <p>以上、会議構成員10名のうち、9名の方に御出席をいただいております、尾張旭市立地適正化計画策定検討会議開催要綱第5条第2項に規定する過半数の出席を得ておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを</p>

<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>御報告いたします。</p> <p>次に、本日御出席いただいておりますオブザーバーの方々につきましてもお名前だけで大変恐縮ではございますが、御紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今度は配席図の方を御覧いただきますと、窓側の列の事務局寄りにお座りいただいております、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長の小井手様の代理として、都市計画課長補佐の福岡様。そして、愛知県尾張建設事務所企画調整監の堤様に御出席いただいておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、名簿の下から2行目になりますが、愛知県都市・交通局都市基盤部都市整備課長の塚上様におかれましては、他の御公務の都合により、欠席の旨の御連絡をいただいておりますので申し添えます。</p> <p>続きまして、本日出席しております私ども事務局の職員でございますが、時間の都合上、紹介は割愛させていただきます。誠に恐れ入りますが、机上配布させていただきました事務局等出席者名簿にて、御確認いただきたいと存じます。</p> <p>それでは、会議を進めてまいります。会議の進行につきましては、尾張旭市立地適正化計画策定検討会議開催要綱の第4条第2項に、「会長は、会議を代表し、会務を総括する」とありますので、以後の会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは菅井会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>おはようございます。本日は御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議の進行は、会長が行うということですので、以後の進行は私が行わせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第に従って、進めさせていただきます。</p> <p>1の「はじめに」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (都市計画課係長)</p>	<p>それでは、次第1の「はじめに」といたしまして説明をさせていただきます。都市計画課の小菅と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、今年度の会議の予定と、本日の会議資料の構成について御説明をさせていただきます。</p> <p>会議の冒頭あいさつでも説明がありましたとおり、立地適正化計画は、今年度末に計画の完成、公表を目指していきたいと考えております。</p> <p>このため、本年度は、本日の会議を含め、計3回の会議開催を予定しております。</p> <p>具体的には、本日が第3回目としまして、10月頃に第4回の会議を行い、その後、市民の皆様から意見を聞くパブリックコメントを実施した後、1月頃に最終回となりますが第5回の会議を開催したいと考えており</p>

<p>事務局 (都市計画課係長)</p>	<p>ます。</p> <p>それでは、お手元の参考資料1と書かれた「尾張旭市立地適正化計画(素案)」の冊子をお手元に御準備いただきたいと思います。</p> <p>本日の会議以降、立地適正化計画のある程度の完成形を素案としてお示ししながら、検討を進めていきたいと考えておりますので、こういった冊子を準備させていただきました。</p> <p>表紙をおめくりいただき、目次を御覧いただきますと、「第1章 はじめに」及び「第2章 都市の現状及び将来見通し」と記載がございます。</p> <p>こちらの第1章、第2章につきましては、昨年度の会議において、皆様に御協力をいただき、検討が終了した部分までをまとめ、素案として形を整えたものでございます。</p> <p>ページをおめくりいただき、1ページを御覧いただきますと、「第1章 はじめに」として「1-1 立地適正化計画制度創設の背景」や「1-2 立地適正化計画で定める事項」などといったように、以後、パラパラとページをめくっていただきますと、昨年度の会議で取り上げました本市の分析結果が記載をされているといった構成になっております。</p> <p>それでは、目次にお戻りいただきますと、「第3章 立地適正化計画の基本的な方針」、「第4章 居住誘導区域の設定」、「第5章 都市機能誘導区域の設定」、「第6章 誘導施設の設定」と記載がございます。</p> <p>こちらの4つの章が、本日の検討議題の(1)から(4)に対応したものとなっております。</p> <p>目次を1枚めくっていただきますと、「第7章 誘導施策」、「第8章 安全に対する取組(防災指針)」につきましては、10月頃に開催する第4回会議での検討議題としていく予定でございます。</p> <p>本日お配りをしておりますこの冊子につきましては、皆さんに計画の完成形をイメージしていただくために、素案として形を整えたものでございます。</p> <p>したがいまして、大変恐縮ですが、時間の都合上、本日は記載内容の詳細な説明は、割愛をさせていただきます。内容について御質問や御意見がある場合は、本日の会議以降に、事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、次回の会議では、本日これから御議論をいただきます4つの検討議題の内容の検討結果を含めて、内容を精査したものを、改めてお示しをしたいと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>昨年度に検討が終了した部分までを、計画の素案として整えたとのことでした。</p>

<p>会 長</p>	<p>現段階では素案ということですので、本日の会議の結果を含めて、次回の会議ではもう少し内容を精査したものを御提示いただくこととしたいと思います。</p> <p>それでは、次第の2の「検討議題」に移ります。</p> <p>本日の議題は、(1)から(4)までございますが、先ほど説明がありましたとおり、これらは立地適正化計画に記載される章の順番になっております。</p> <p>したがって、(1)の議題内容が、(2)、(3)へと続いていくものとなっておりますので、まずは、資料の1から4までをまとめて説明をしていただきたいと思っております。</p> <p>議題の(1)について皆様の御意見を伺い、次に議題の(2)について御意見を伺うといった進め方をしていきたいと思っております。</p> <p>それでは、資料の1から資料4まで事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>それでは、各議題について順にご説明させていただきます。都市計画課の鶴飼と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>はじめに、議題の立地適正化計画の基本的な方針について御説明しますので、お手元の次第をおめくりいただき、資料1といたしまして、「3-1 解決すべき課題」を御覧ください。</p> <p>ここでは、第2章までの分析を踏まえて抽出しました、本市が持続可能な都市として発展を目指す上での課題を、「居住」「都市機能」「交通ネットワーク」の3つの視点で整理いたしました。</p> <p>具体的には、上段の■マーク「居住の視点」として、「多様な居住ニーズへの対応」「子育て環境の更なる充実」「安全・安心な住環境の確保」の3項目、中段の■マーク「都市機能の視点」として「生活利便性の確保」「名鉄瀬戸線沿線を中心とした都市機能の集約」「駅周辺整備による交流機会や活力の創出」の3項目、下段の■マーク「交通ネットワークの視点」として「公共交通の維持」の1項目を、課題として整理いたしました。</p> <p>右ページには、これらの課題にそれぞれに対応する立地適正化計画におけるまちづくりの方針といたしまして、3つの方針で構成しております。</p> <p>まず、上段の基本方針1の「居住の視点」については「居住地として選ばれるまちづくり」を、中段の「都市機能の視点」については、「いきいきと元気な拠点づくり」を、そして、下段の「交通ネットワークの視点」については、「歩いて出かけたくなるまちづくり」としております。</p> <p>次に、裏面を御覧ください。</p> <p>ここでは、「3-3 めざすべき都市の骨格構造」として、本市の都市構造を形成する骨格となる、「拠点」と拠点間のアクセス道路や公共交通を「公共交通軸」としてお示したものが左のページの図となっております。</p>

<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>具体的には、右ページの3-3-1に記載のとおり、名鉄瀬戸線の各駅について、中段の表にありますように、公共施設が集積する尾張旭駅や、付近に多くの商業施設が立地し、本市のにぎわいを生み出す潜在性のある三郷駅を「中心拠点」として、周辺に良好な住宅地が広がっている印場駅・旭前駅を「生活拠点」として位置付けました。</p> <p>また、3-3-2に記載のとおり、公共交通ネットワークとして、名鉄瀬戸線及び国道363号を本市の「基幹的な公共交通軸」として、名鉄バスや名古屋市営バス路線は「補完的な公共交通軸」として、位置付けました。</p> <p>次ページを御覧ください。</p> <p>まず、「3-4-1 居住誘導の方針」といたしましては、1段落目の後半部分に記載のとおり、各種生活サービス施設を持続的に確保するには、今後も一定の人口密度を維持していく必要があることから、2段落目に記載のとおり、中心拠点、生活拠点の周辺をはじめ、公共交通手段によって容易に各拠点への移動が可能な交通利便性が確保された地域での居住の誘導を図るものとしております。</p> <p>加えて、3段落目に記載のとおり、各拠点以外でも、身近な地域で日常サービスを受けられる環境を維持するため、既存の都市機能が立地している周辺へ居住を誘導し、居住環境の維持を図るものとしております。</p> <p>次に「3-4-2 都市機能誘導の方針」といたしましては、1段落目に記載のとおり、名古屋市との連携に配慮し、名鉄瀬戸線沿線において、各駅の特性に合わせた都市機能の誘導を図るものとしております。</p> <p>また、2段落目に記載のとおり、中心拠点の周辺は、公共施設や商業施設等が集積する特性を踏まえ、多くの市民が利用する都市機能を誘導し、市民の生活やにぎわいの中心として魅力の創出を図るものとしております。</p> <p>そして、3段落目に記載のとおり、生活拠点の周辺は、主に周辺住民の生活利便性の向上に資する機能を誘導し、より住宅地としての魅力の向上を図るものとしております。</p> <p>資料1の説明は以上です。</p>
<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>続いて、資料2の「第4章 居住誘導区域の設定」について説明させていただきます。</p> <p>「4-1 基本的な考え方」を御覧ください。</p> <p>居住誘導区域とは、人口減少社会にあっても、人口密度を維持し、緩やかに居住を誘導していくための一定の区域でございます。このことにより、生活サービスやコミュニティ、公共交通が持続的に確保されることとなります。</p> <p>続いて、右ページの「4-2 居住誘導区域の設定」を御覧ください。</p>

<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>前項を踏まえつつ、状況を見てみますと、①人口集中地区が市街化区域のほぼ全域に及んでいること、②各都市機能が市街化区域全体に満遍なく分布し、高い生活サービス水準が確保されていること、③鉄道駅から2 km圏にほぼ全域が含まれ、駅周辺への公共交通によるアクセスも一定の水準に保たれていること、という3点のことから、本市における居住誘導区域は、基本的に市街化区域の全域として設定いたしました。</p> <p>ただし、法に基づき居住誘導区域に含まない「市街化調整区域」と、原則として居住誘導区域に含まない「土砂災害特別警戒区域」、また、「工業地域」は都市計画マスタープランの土地利用方針に「工業地としての土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続し」とあることから、これらの区域等につきましては、居住誘導区域より除外しております。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域」と「浸水想定区域」は、居住誘導区域に含めておりますが、次回の会議で議題となる「安全に対する取組」によって、適切な防災・減災対策を講じ、居住の安全確保に努めることといたします。</p> <p>以上の条件を図示したものが、裏面の上段に記載の「居住誘導区域全体図」となります。なお、下段の図につきましては、今回設定いたしました「居住誘導区域」と「都市の骨格構造」を重ね合わせたものでございます。図を見ていただきますと、市内に大きく横断する2本の基幹的公共交通軸や、縦の公共交通軸の周りに居住誘導区域、つまり住宅地が形成されていることがお分かりいただけるかと思えます。このように、市街化区域を居住誘導区域とし、市全域の人口密度を維持していくことで、各公共交通軸を支え、将来にわたって生活利便性を維持していくことを目指してまいります。</p> <p>資料2の説明は以上です。</p>
<p>事務局 (都市計画課係長)</p>	<p>ここで、1点、私の方から補足説明をさせていただきます。</p> <p>前回、第2回の会議において、人口のお話をさせていただきました。</p> <p>昨年10月に実施された国勢調査の人口が速報値として発表されました。この結果、前回国勢調査では人口減少に転じるとされていた本市の人口につきましては、今回の結果では、引き続き、上昇傾向にあることが分かりました。</p> <p>事務局として人口推計を予測した結果、計画期間の末においても、当初の想定に比べて、人口はさほど減少しないことが予想されておりますので、ただいま御説明しました「居住誘導区域」の範囲につきましては、現在の市街化区域の範囲を維持していくこととして、範囲設定をしております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>

<p>事務局 (都市計画課係長)</p>	<p>続いて、資料3の説明に移りたいと思いますので、お手元に御準備ください。</p>
<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>次に、資料3の「第5章 都市機能誘導区域の設定」について御説明いたします。</p> <p>「5-1 基本的な考え方」を御覧ください。</p> <p>都市機能誘導区域とは、人が集まりやすい拠点である中心拠点や生活拠点の周辺に、都市機能を維持、確保することで、効率的に生活サービスを受けられる区域となっております。将来にわたり、公共交通機関によるアクセスがしやすく、生活サービスを持続的に確保する区域を設けることで、本市が目指す「歩いて暮らせるまちづくり」の推進や「まちの賑わいの創出」が期待されます。</p> <p>裏面の「5-2 都市機能誘導区域の設定」を御覧ください。</p> <p>区域を設定するに当たり、どのような地域に設定するのかということを整理いたしましたので、説明させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、一度、参考資料2を御覧ください。</p> <p>ここでは、本市が考える都市機能誘導区域の考え方について順に御説明をさせていただきます。</p> <p>左上の、①と記載しております図を御覧ください。</p> <p>こちらは、先ほど御説明した「都市の骨格構造」を図示しておりますが、「都市の拠点」である名鉄瀬戸線4駅の周りに都市機能誘導区域の設定を考えてまいります。</p> <p>続いて、その下の②を御覧ください。</p> <p>こちらは、区域の基本的な範囲としまして、中心拠点の尾張旭駅、三郷駅から概ね半径800mの圏域と、生活拠点の印場駅、旭前駅から概ね半径500mの圏域にそれぞれ含まれる地域を円でお示したものでございます。この800m、500mとは、一般的に歩いて行動できる範囲とされており、市が目指す、「歩いて出かけたくなるまち」の実現には、公共交通機関を使ったアクセス性に優れており、駅から歩いて移動ができるこの範囲の中に、基幹的な都市機能が立地していることが望ましいと考え、円で囲まれた範囲を都市機能誘導区域の基本的な範囲として設定することといたしました。</p> <p>なお、尾張旭駅と三郷駅の2駅は、都市計画マスタープランにおいても、本市の中核となる「活力拠点」として位置付けられております。この2駅から成る中心拠点が生み出す活力、都市のにぎわいによって周辺地域に与える波及効果や、市全体の活気につながることを期待して、生活の拠点である印場駅、旭前駅と比べ、より広範囲に区域を設定しております。</p> <p>次に、1枚おめくりください。</p> <p>こちらは、拠点の核となる名鉄瀬戸線4駅の断面図となっております。</p>

昨年度の会議におきまして、「各駅の南北断面を描いてみると、メリハリのあるまちの使い方が見えてくるのでは」という御意見をいただいたことから、各駅の断面図により、市を眺めてみたものとなっております。駅を中心として南側にかけて広がる平坦な土地に市街地が形成され、また、北側には緑が広がり、その付近にも住宅地が立地しているといったように、尾張旭市は、駅や主要幹線道路周辺の交通アクセスに優れた地域での便利な暮らしや、緑に囲まれたうるおいを感じる暮らしをはじめ、多様な暮らしを各個人が選ぶことができるまちである、という市の良さが見えてきました。

こうした特徴を踏まえ、現在の都市機能の集積状況を改めて捉えますと、比較的平坦で生活利便性が高い地域に立地していることが分かります。

そこで、もう一度、4駅の図を御覧いただきますと、駅の北側のおおよそ300mから500mにかけて、土地の傾斜があることが見て取れます。駅からのこの距離には、城山街道が位置しており、勾配のある地形と平坦な地形との境目となっております。

尾張旭市が、現在の高い生活利便性を守りながら、「歩いて出かけたくなるまち」を実現するには、誰もが徒歩で移動できるということが重要であり、これまで積み重ねてきたまちを大切に維持しながら、今後もまちづくりを行っていくことこそが尾張旭市のまちづくりであると考え、この土地の傾斜の境に位置している城山街道より南を都市機能誘導区域とすることといたしました。

それでは、前のページにお戻りいただきまして、参考資料2の右上の図、③を御覧ください。

こちらは、これまで①、②での各拠点の圏域についての御説明に加え、断面図により説明させていただきました比較的平坦な城山街道から南側について都市機能誘導区域を、オレンジ色の網掛けでお示ししたものでございます。なお、円でお示ししている各拠点の南側の境界部分につきましては、地域としての一体性を考慮し、円がかかる街区を、原則として都市機能誘導区域に含むこととしております。

この都市機能誘導区域と、先に設定いたしました居住誘導区域を重ね合わせたものを大きくお示しすると、裏面にございます⑤の図となり、こちらが、本市が考える居住誘導、都市機能誘導区域の全体図となります。

以上、都市機能誘導区域の考え方について、御説明をさせていただきましたが、この区域設定の考え方を文章により順を追ってお示したものが、資料が前後して申し訳ありませんが、資料3にお戻りいただきまして、右側のページ「5-2 都市機能誘導区域の設定」の表にございませぬ、「都市機能誘導区域の設定条件」でございませぬ。

<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>なお、裏面には、先ほどの「誘導区域全体図」と、その下には、「誘導区域全体及び都市の骨格構造」を記載しております。この下の図を御覧いただくと、市を大きく横断する2本の「基幹的な公共交通軸」の周りに居住区域が、交通結節点である各拠点を中心とした地域に都市機能誘導区域が広がっていることがお分かりいただけるかと思えます。</p> <p>また、国道363号沿いのエリアにつきましては、沿道サービスを提供する施設の立地がかなり進んでおり、分析の結果から見ても生活サービスが充実しているエリアであるといった状況から、こちらの区域につきましても、現在の生活、交通利便性を維持していきながらまちづくりを行っていく必要があると考えております。</p> <p>資料3の説明は以上でございます。</p>
<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>最後に、資料4を御覧ください。</p> <p>「第6章 誘導施設の設定について」、説明させていただきます。</p> <p>「6-1 基本的な考え方」を御覧ください。</p> <p>誘導施設とは、都市全体の各施設の充足状況や配置状況を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便のため、都市機能誘導区域内において、将来にわたって維持、確保を目指す施設です。なお、誘導施設の設定例といたしましては、四角の枠内に記載のとおりとなっております。</p> <p>続きまして、次ページの「6-2 誘導施設の設定」を御覧ください。</p> <p>「6-2-1 各拠点の位置付けによる誘導施設の方向性」といたしまして、「3-3-1 都市の拠点」で述べた各拠点の特性を踏まえ、それぞれの拠点ごとの誘導施設に関する方向性を下の表のとおり設定しております。</p> <p>まず、表の左側上段の、尾張旭駅周辺についての誘導施設の方向性としたしましては、表の右側上段に記載のとおり、「行政機能については、従来の機能を維持しつつ、サービスの向上をめざし、必要に応じて施設の更新等による機能充実を図ります」といたしました。</p> <p>次に、表の左側にお戻りいただき、中段「三郷駅周辺」では、表の右側中段にありますとおり、「本市の賑わいの中心としての魅力向上をめざし、現在進行中の「三郷駅周辺まちづくり整備事業」と連携しながら、交通利便性の高さを活かし、都市のにぎわいの創出に資する都市機能の誘導を図ります」としております。</p> <p>最後に、表の左側下段の「印場駅・旭前駅周辺」におきましては、表の右側下段に記載のとおり、「駅を中心とした生活拠点づくりをめざし、生活利便性の更なる向上のため、各生活サービス機能の誘導を図ります」とし、拠点ごとの方向性を整理いたしました。</p> <p>次に、裏面を御覧ください。</p> <p>ここでは、「6-2-2 誘導施設の設定」の「(1) 基本的な考え方」</p>

事務局
(都市計画課主査)

といたしまして、9つの機能の説明と、それぞれ誘導施設として設定するかどうか、その理由について整理いたしましたので、順に説明させていただきます。

まず、「行政機能」です。行政機能の基幹的な役割を担う「市役所本庁舎」は、他の基幹的施設との連携が図られており、今後も都市の中核としての機能を果たすことから、誘導施設には設定いたしません。

「高齢者福祉（介護福祉）機能」といたしまして、基幹的な役割を担う「保健福祉センター」は、どの地域からでも利用しやすいことに加え、他の基幹的施設との連携がしやすい立地が望ましいことから、都市機能誘導区域内で確保、維持していくものとし、誘導施設に設定いたします。

また、2段落目に記載の「地域包括支援センター・地域相談窓口」や「通所系介護施設」につきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、居住地から利用しやすい場所に施設が立地していることが好ましいため、誘導施設には設定しないことといたします。

次にその下、「障がい者（児）福祉機能」でございます。地域の相談支援の中核機関である「障がい者基幹相談支援センター」は、こちらも「高齢者福祉機能」で御説明した「保健福祉センター」と同様、他の基幹的施設との連携のしやすさを考え、誘導施設に設定いたします。

次に、右ページを御覧ください。

「訪問系・日中活動系・居住系障がい者サービス施設」や「障がい児通所支援施設」は、御本人だけでなく、支援する家族にとっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、居住地から利用しやすい場所に施設が立地していることが好ましいため、誘導施設には設定しないことといたします。

次に、ページ中ほどの「子育て支援機能」です。基幹的な役割を担う「子育て支援センター」は、こちらも他の基幹的施設との連携のしやすさを考え、誘導施設に設定いたします。

2段落目の、市全域に立地している「保育所」や「小規模保育事業所」、各小学校区に立地する「児童館」は、地域で子育てをしながら安心して働き、暮らすことができる環境を確保、維持していくものとし、誘導施設には設定しないことといたします。

次に、次ページを御覧ください。

上段の「商業機能」は、日々の生活を支える重要な機能となっております。「コンビニエンスストア、食料品スーパー等」の小規模な商業施設は、居住地の近くにバランスよく立地することが好ましいため、誘導施設には設定しないことといたします。

ただし、売場面積3,000㎡を超える大規模な施設は、どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定いたし

ます。

続いて、下段に記載の「医療機能」でございます。

2段落目に記載の、一定規模の病床を備えた「病院」は、どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定しております。

また、「診療所」については、最も身近な医療機関であり、住み慣れた地域で日常的な医療を安心して受けられる環境を確保する必要があることから、現状の維持を図り、誘導施設には設定しないことといたします。

次ページを御覧ください。

上段の「金融機能」につきましては、今後は、コンビニATMの利用やインターネットを通じた各種金融サービスの発展が予想されるため、誘導施設には設定しないこととしております。

続いて、中段、「教育・文化機能」でございます。

「図書館」、「文化会館」、「総合体育館」は、どの地域からでも利用しやすい立地にあることから、誘導施設に設定いたします。

下段の「その他」機能を御覧ください。

都市がにぎわい、活気あるまちとしてあり続けるためには、地域活動を支える中心的な場の存在が必要です。

そこで、本市独自の機能・施設として、多くの市民が集い、様々な活動や交流が生まれる「交流拠点施設」を設定し、その誘導を積極的に図っていくことといたしました。

なお、この交流拠点施設は、交通利便性が高く、どの地域からでも利用しやすい、都市機能誘導区域内で確保、維持するため、誘導施設として設定しております。

以上、施設ごとに説明してまいりましたが、全体的な設定のイメージといたしましては、より多くの市民が利用する、あるいは他の施設との連携を図るような基幹的な役割を持つ施設は、誘導施設として設定し、どの地域に住んでいても利用しやすい都市機能誘導区域内に誘導をする。一方で、市内全域に分布して立地していたり、地域に根ざしたサービスを受けることが望ましい施設は、誘導施設には設定せず、現状の機能を維持するといったイメージの下、今回の案をお示ししております。

最後に、裏面を御覧ください。

「(2) 拠点ごとの都市機能誘導の考え方」といたしまして、ここでは、前項で御説明いたしました各機能のうち、誘導施設に設定するいたしました7種類の施設につきまして、どの拠点に対してどのような施設を重点的に誘導していくかということをお示ししております。

中心拠点のうち、尾張旭駅周辺は、本市の基幹的な行政サービスが集約していることから、引き続き、市民の利便性を高める地域として、「高齢

<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>者福祉機能」や「教育・文化機能」等を重点的に誘導していくことといたします。</p> <p>また、駅利用者が多く大型商業施設が近い三郷駅周辺は、活動や交流が生まれることで、本市の新たなにぎわいの創出が期待できることから、「交流拠点施設」や、「商業機能」を重点的に誘導していくことといたします。</p> <p>生活拠点である印場駅、旭前駅周辺は、良好な住宅地であることから、住みよい住環境の維持を図ることとし、必要なときに適切な医療が安心して受けられる「医療機能」を重点的に誘導していきたいと考えております。</p> <p>資料4の説明は以上です。</p> <p>長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>早速ですが、議題(1)の「立地適正計画の基本的な方針について」、御質問や御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、30ページの「めざすべき都市の骨格構造」を見ると、国道363号沿いというのは、交通結節点が無いので拠点ではないけれど、大きな交通軸として矢印が表示されているという特徴があります。事務局としては、どのような地域だと考えていますか。</p>
<p>事務局 (都市計画課係長)</p>	<p>都市の骨格構造につきましては、都市機能誘導区域のところでも説明をさせていただきましたが、国道363号沿いは、生活利便性が高い状況が見て取れます。先ほど、交通結節点が無いので、という話がありました。交通結節点が無いので都市機能誘導区域には設定いたしません。本計画では、この国道363号を基幹的な交通軸として位置付けをしており、今後も公共交通ネットワークや沿道サービスの充実を図ることで、引き続き、お住まいの方の生活利便性を確保していく必要がある地域として考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、29ページに「ウォーカブルなまちづくり」とあります。居心地が良くて、歩いて出かけたくなるまちということですが、取組としてはどのようなことがあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (都市計画課係長)</p>	<p>資料の中では、基本方針の「交通ネットワークの視点」というところで「歩いて出かけたくなるまちづくり」と記載した部分がございます。</p> <p>ウォーカブルとは、「居心地が良く、歩きたくなる、ひと中心のまちのあり方」を示した言葉でございます。健康都市である本市にとっては、健康都市プログラムのリーディングプランの中に「まるごとウォーキングのまち」を掲げていたり、緑や水辺の豊かな自然環境の中で、例えば矢田川の散歩道や、山辺の散歩道など、ウォーキングを楽しめる環境も整っております。</p>

<p>事務局 (都市計画課係長)</p>	<p>国が推進しております、居心地が良く、歩いて出かけたくなるようなまちの在り方には、本市としても共通する部分があると考えております。</p> <p>本市につきましては、国がこのウォークブルの考え方に賛同する自治体「ウォークブル推進都市」を募集したものに対して応募し、現在、推進都市の一員となっている状況でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、私の方からいくつか御質問をさせていただきましたが、議題(1)については、昨年度の第2回会議でお示しをいただいた内容からは大きく変わっていませんが、具体的な言葉で方針がまとめられた点や、都市の骨格構造が読み取れること、駅周辺の拠点の周辺や国道363号の沿線を今後も大切にしていくということで、これらをつなぐ公共交通ネットワークについては、次回会議の施策の部分かもしれませんが、充実を図っていく、そのような方向性が見えてきたのではないかと思います。</p>
<p>水津委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>全般に対する意見であるため、検討していただいて、後日お聞かせいただければと思います。</p> <p>第3章の「3-1 解決すべき課題」の中で「多様な居住ニーズへの対応」との記載があります。これについては、立地適正化計画はどこに居住を誘導するかを示す計画であるため、大変重要なテーマだと思います。人の住み方、暮らし方に関わり、今回の計画によってどう変わるのか、あるいはサービスが劣化するのか、充実するのかということがすごく重要であり、これは大きなテーマです。挙げられている3つというよりは、そもそもの立地適正化計画の目的の中に含んでも良い内容だと思います。</p> <p>立地適正化計画というのは、居住地を集約してコストを抑えて持続可能な都市を目指すものであり、非常に経済的な理由がある。一方で、都市サービスが希薄化する居住地に対して、何らかの方向性を出していかななくてはなりません。それについては、都市サービスにメリハリがついたとしても、居住の多様性を確保しながら、ニーズを満たすことができる都市となっていくのであれば、それは良いことだと思います。そのため、都市の持続可能性に関する内容と、多様な居住ニーズの確保に関する内容は、本計画の目的部分で明確にしても良いのではと思います。</p> <p>第4章では、人口集中地区が市街化区域のほぼ全域に及んでいるとのことで、先ほどの話と関連しますが、居住ニーズと実際に住んでいる場所がマッチしていない可能性があります。どういうことかと言うと、森がすぐ近くにあることをメリットと感じない人が森の近くに住んでいて、森が近くにあったらいいなと感じている人がまちなかに住んでいる可能性もあります。居住形態にメリハリをつけることで居住ニーズにマッチした暮らしができれば、都市サービスの高低があったとしても満足のできる生活ができる可能性はあります。立地適正化計画はそれらを適正化していく計画で</p>

水津委員	<p>あることを考慮すると、本項目でも「多様な居住ニーズへの対応」の考え方を踏まえた記載をした方が良いと思います。</p> <p>第5章では、都市機能誘導区域を検討するに当たり、傾斜地を外すという考え方がありましたが、この理由がよく分かりませんでした。平坦でないことが、今後誘導しようとする都市機能に何か影響を及ぼすのでしょうか。確かに平坦でないことはバリアフリーなどの観点から問題視される可能性はありますが、都市生活全般で言えば、傾斜地などの地形は豊かな生活に貢献する側面もあります。ですので、単純に斜面地だから切り捨てるのではなく、具体的に何が問題なのかを精査して、検討していただいた方が良いと思います。</p> <p>第6章では、誘導施設に含めるかどうか記載されていますが、これは行政側がどう扱うかの宣言となっています。市民側としては、自分が受けるサービスはどこに住むとどう違うのかを知りたいと思います。そのため、市民の方々が得られるサービス区分と現状の記載内容がどうリンクしているか、一覧表にした方が良いと思います。例えば、45ページの表は都市機能誘導区域しか記載されていませんが、居住誘導区域や市街化調整区域も含めて表現すると、どの都市機能を誘導し、どの都市機能は分散したままで良いのかという全体のポリシーが明確になり、理解を得られやすくなると思います。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>ただいまの御意見に関して、考え方を御説明させていただきます。</p> <p>まず、第3章についてです。参考資料2の裏面を御覧ください。</p> <p>この図の中で白い部分が居住誘導区域以外となりますが、実際にはその部分でも市民の方々が暮らしており、例えば北部の緑地周辺やため池周辺、矢田川周辺等がございます。市といたしましては、それらの地域は、大切に守られてきた本市の資産だと認識しており、先人たちから引き継いできた豊かな緑と表現することもございます。</p> <p>本市は、コンパクトであるからこそ、住む場所の身近に、緑や水辺を感じることでできる環境が成り立っていると思います。それにより、景観面、環境面、防災面、快適さ等をもたらしていることが、本市の魅力であると思います。</p> <p>今後、都市機能誘導区域、居住誘導区域に関する施策についての議論の中で、いただいた御意見を参考にしていければと思います。</p> <p>第4章についていただいた御意見である、居住ニーズと実際の居住がマッチしているか、また、その適正化が必要であるという点や、第5章の傾斜地を外すことについて考え方をはっきりさせた方が良いのではないかという点、第6章の都市機能誘導区域外でどのようなサービスを得られるのかなどの点について、今後、分かりやすく、表現をブラッシュアップしていければと思います。</p>

水津委員	<p>都市計画法は、戦後の復興の中で制定された法律なので、市街化調整区域の範囲は厳しく設定されるはずのものであると思います。しかしながら、市街化区域は拡大化してきました。また、平成に入ってから、市街化調整区域で様々な開発ができるように法改正がありました。このため、本来は市街化を抑制すべき地域で、市街地が拡散していきました。</p> <p>そういった中で、立地適正化計画は初めて市街地の拡散を抑える方向になります。その際、今までは生活して良いとされてきた範囲で、都市サービスが薄くなると説明をしていかななくてはなりません。そのため、居住誘導区域と都市機能誘導区域の違いをきちんと説明し、都市サービスが薄くなることによって得られるメリットを示していく必要があります。市街化調整区域がどうなっていくのかも含めて、市全体がどのように変わっていくかを説明する必要があると思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>居住誘導区域から外れた地域は、周辺に住んでいる方にとっては、住宅地ではないけれども、住宅地とは別の意味で魅力になると思います。土地利用という大きな視点から検討していくことが大事だと思います。</p> <p>この他、事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局 (都市計画課係長)	<p>本日、伊藤委員は欠席でございますが、あらかじめ4つほど御意見をいただいておりますので、その内容と事務局としての考えをお伝えいたします。</p> <p>まず、1つ目の御意見としては、29ページの「居住地として選ばれるまちづくり」の説明の中に「土地区画整理事業や公共下水道の整備等により」という表現がありますが、区画整理事業は地元合意や事業自体に時間や経費がかかる性質があるため、本市が将来的にも区画整理事業を進めるような印象を受けたとのことでした。</p> <p>事務局としましては、現在行っている区画整理事業や公共下水道事業を引き続き推進していくことを表現したもので、将来にわたって区画整理事業ばかりを進めるという意図はありませんので、都市計画マスタープランの表現等を参考にしながら、記載方法については検討したいと思います。</p> <p>次に2つ目の御意見としては、「ウォークアブル」という言葉について丁寧な説明をというご意見でした。これにつきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。</p> <p>次に、3つ目の御意見としては、30ページの都市の骨格構造の図面につきまして、国道363号よりも南の地域が薄い青色で示された「地域路線により公共交通軸を補完する地域」に含まれるべきではないかとのことでした。</p> <p>このことについては、御指摘をいただいたとおりですので、青色で示された範囲が東西に2つありますが、重なり部分を大きくし、国道363号</p>

事務局 (都市計画課係長)	<p>よりも南側への地域にも着色が及ぶように図を修正していきたいと考えております。</p> <p>最後に、4つ目の御意見としては、32ページの「居住誘導の方針」の説明の中に「空き家や低未利用地の活用」という言葉があるため、低未利用地譲渡の100万円控除の制度を説明されてはどうかとの御提案をいただきました。</p> <p>このことについては、第4回の会議で当計画を実現していくための「施策」について検討をしておりますので、その際に空き家や低未利用地の活用等の施策についても紹介ができれば、というふうに考えております。</p> <p>いただいた御意見に対する事務局の説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議題(2)の「居住誘導区域の設定について」、御質問や御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>尾張旭市は住宅都市ということで、市内にお住まいの委員の方は、実際に暮らしておられて、御自身や御家族と一緒に構いませんが、住む環境や住みやすさという視点で、どのようにお感じですか。</p> <p>私がよく伺うのは、皆様、非常に住みやすいとの御意見です。前回会議におけるアンケートの説明でも、80%台から、2～3%減ったと説明がありましたが、他の市では70%もないところもあります。そういった点では非常に暮らしやすいと思うのですが。</p> <p>若杉委員はいかがですか。</p>
若杉委員	<p>私が住んでいるところは城前地区ですので、ベストな状況の場所です。先ほどお話がありましたが、区画整理事業も6年ほど前に完了し、新しい住宅ができているところに住んでおります。近所には、市外から転居されてきた方々もいらっしゃいますが、御理解のある方が多く、個人的な意見としては非常に住みやすいと思っております。</p> <p>知り合いにも、住まいを探すのであれば尾張旭市に来てください、とお話をさせていただいております。</p>
会長	<p>城前地区は、非常に魅力的な場所だと思います。土地区画整理事業が完了し、人が少し増えたことによって、飲食店や買物をするお店は多少増えたのでしょうか。</p>
若杉委員	<p>城前地区は城山街道の南側に位置しており、街道沿いに飲食店やスーパー、ドラッグストアに歩いて買物に行くことができます。それらの施設は土地区画整理事業が完了してからできたものでございます。これからももっと住みやすくなるのではと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他の方はいかがでしょうか。</p>
秋田委員	<p>商工会目線での意見です。私は三郷地区に住んでおりますが、先ほどか</p>

秋 田 委 員	<p>からお話があるように、尾張旭市は健康都市であることもあり、尾張旭駅から維摩池などウォーキングをしやすい環境が整備されています。</p> <p>一方で三郷地区は、比較的商業が多い地区であることから、ウォーキングや健康都市的には不向きな地区かと思います。そのため、歩道の整備等のウォーキングコースとして整備していく考えもあるのではと思います。</p> <p>皆さんも感じていらっしゃる通り、尾張旭市は非常に住みやすく、交通の便も良く、幹線道路も名古屋とつながっているため、行き来がしやすい環境ですが、逆に言えば、それしかないのではと思います。</p> <p>今後何が重要かと言えば、人口の維持、増加が重要であると思います。商工会目線言えば、人口の減少が一番の不安です。人口が減少すると消費も減っていく一方です。やはり人が増えることで、消費も増え、まちの商工業も活発になると思います。近隣の長久手市や日進市では、全国的にも人口が増加していますので、それら近隣市を参考にしながら、人口増加につながる取組を検討していければ良いのではと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>参考になる御意見であると思いますので、事務局でも検討をお願いします。その他事務局から何かありますか。</p>
事 務 局 (都市計画課係長)	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今後は居住誘導に関する施策も検討してまいります。その中で皆様の住みやすいという御意見を励みにしながら、より良くしていくためにどうするか、検討していきます。</p> <p>それでは、欠席の伊藤委員から、この議題についても御意見をいただいておりますので、その内容と事務局としての考えをお伝えいたします。</p> <p>御意見の内容といたしましては、「現在市内では、準工業地域の宅地化が進みつつあります。当該地域を居住誘導区域に設定することで、さらに宅地化が進み、その反面、地域や産業の活気が低下していくことにつながるのだろうか。したがって、準工業地域は居住誘導区域から除外してもよいのではないか」とのことでした。</p> <p>このことについては、この立地適正化計画は都市計画マスタープランの方向性に沿ったものとしており、本市の都市計画マスタープランの中で、準工業地域を住工複合地区として、住環境と業務環境の双方を改善し、調和を進めていくこととしております。商業や工業等の地域産業に活気が出ることはもちろん大切なことではありますが、都市マスの方角性との整合を考えれば、立地適正化計画としては、居住地から除外をすることは難しいものと考えております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題の(2)については、居住誘導区域ということですが、尾張旭市につい</p>

<p>会 長</p>	<p>ては、皆さんが感じられているような「住みやすさ」が将来にわたって、継続していくことが、大切であると感じました。</p> <p>都市機能誘導区域の説明のところでは、市を南北に縦断的に捉えると、地域によって暮らし方がイメージできることも分かりました。</p> <p>そういったことを踏まえると、現在、人が住んでおられる市街化区域全体を指定するという事は、住む場所としての特徴を活かしつつ、魅力を高め、人口維持をしていく必要がありますので、前向きな設定ではないかなと私は思います。</p> <p>事務局は、これらの御意見を参考に、検討を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、次に、議題(3)の「都市機能誘導区域の設定について」、御質問や御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>参考資料2の大きな図面を見ると、居住誘導区域と都市機能誘導区域の関係性がよく分かります。居住誘導区域は市街化区域全体ですので、現在の市の状況と一致していると思います。</p> <p>議題(4)の誘導施設の説明を聞いて、改めてこの資料を見ますと、都市機能誘導区域というメッシュを重ねることで、何かを誘導するというよりは、将来にわたって「今あるものを守る」というようなイメージかと思いますが、いかがですか。</p>
<p>事 務 局 (都市計画課係長)</p>	<p>ただいま、会長におっしゃっていただいたとおり、議題の(4)では、様々な施設を都市機能誘導区域の中に、維持、確保していくと御説明をしました。市域がコンパクトな本市にとっては、市内に万遍なく生活サービス施設が分布しております。住み慣れた居住地に近い場所で、子育てや高齢者福祉などのサービスが受けられる特性は維持をしつつ、今回、都市機能誘導区域を設定した範囲の中にも公共施設をはじめとした都市機能が既に立地している状況でございますので、これらの施設については将来にわたって維持、確保をしていきたいと考えております。</p> <p>また、尾張旭駅や三郷駅といった市の中心拠点については、活力やにぎわいを創出することが、今後の市の発展にも寄与すると考えておりますので、交流拠点施設を位置付け、重点的に誘導をしていきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>都市の中に医療機関等が万遍なく分布していることは、都市計画上は望ましいと思います。</p> <p>全国的にこれだけの人口減少が顕著に表れている時に、尾張旭市の人口が微増しているのは、住みよさに気づいている方が増えている結果だと思えます。先ほど、長久手市や日進市は尾張旭市より人口増加率が高いとの御意見もありましたが、これは「今だから」と言えると思えます。長久手</p>

<p>会 長</p>	<p>市や日進市と比べて尾張旭市は魅力が無いかと言われるとそうではなく、むしろ地形的な観点でいえば尾張旭市のほうが、魅力が高いと思います。</p> <p>そういった点では、今後も少しずつ人口が増えていけば良いのだと思います。ですので、都市機能が万遍なく分布している利点というのは活かした方が良くと思います。</p> <p>現在、三郷駅周辺で再開発の取組が進んでいますが、印場駅や旭前駅の周辺はまだまだ買物をするには不便であると感じる方がいらっしゃるのではと認識しています。人口が少しずつ増えていくと、買物の場も増えてくると思いますので、それらも念頭に置いて御検討を重ねていただければと思います。</p> <p>議題の(3)については、都市機能誘導区域ということですが、議題の(1)の方針にある「歩いて出かけたくなるまちづくり」を実現するために、駅という拠点の周辺に、歩いて行動ができる範囲が設定されており、散歩が出来るというのはさらに魅力を促進していくことになると思いますので、今後も進めていただければと思います。</p> <p>市を南北に縦断的に捉えて使い方を分析し、城山街道よりも南側を設定していることも尾張旭市の特徴であると思います。</p> <p>大切なことは、住んでいる方の利便性をイメージして、この都市機能誘導区域の中で、どのような施設を誘導していくか、あるいは将来にわたって維持していくかということですので、次の議題(4)で御意見を聞きたいと思います。</p> <p>事務局から、何かありますか。</p>
<p>事務局 (都市計画課係長)</p>	<p>この議題についても、欠席の伊藤委員から1つ、御意見をいただいておりますので、その内容と事務局としての考えをお伝えいたします。</p> <p>御意見の内容は、「国道363号の周辺を都市機能誘導区域に入れる検討をしてほしい。市の南部エリアはなおざりに扱われているように感じる」とのことでした。</p> <p>このことについては、先ほども御説明しましたが、国道363号沿いは、生活利便性が高い状況が見てとれますので、本計画では「基幹的な交通軸」として位置付けをし、今後も公共交通ネットワークや沿道サービスの充実を図ることで、引き続き生活利便性を確保していく必要がある地域として、市の南側エリアにもしっかりと目を向けていきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題(4)の「誘導施設の設定について」、御質問や御意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>森 委 員</p>	<p>先ほど、今ある施設の維持というお話がありましたが、体育館は非常に古くなっており、少し使いにくいとの意見もあります。健康都市としてま</p>

森 委 員	ちづくりを進める中で、市としてスポーツ施設の設備を整えていく計画はあるのでしょうか。
事 務 局 (都市計画課長)	<p>具体的に体育館をどうしていくかについての計画はありません。先ほどお話しさせていただいた「今ある施設の維持・確保」は、そのまま維持していくという意味合いではなく、都市機能誘導区域の中で機能を維持していくという趣旨です。</p> <p>体育館以外にも、市の公共施設は市制施行した昭和40年代以降から順次建設されてきたものが多い状況ですので、それなりに年数が経過しております。そのため、計画的に改修あるいは建替えを進めなければいけないと思います。</p>
森 委 員	<p>公民館等が古くなっている。新しいところに造るのは土地の問題もあるかとは思いますが、中身をだんだんと良くしていくということは、あり得る話だと思います。</p> <p>校区によって公民館のサイズや機能が違います。古くなっているところもありますので、中身の更新についてもいろいろな計画の中で整理していただければと思います。</p> <p>また、人口に関する件です。令和2年度国勢調査の速報値では、平成27年からおよそ900人ほど増加していると思います。5年後には増えているのか減っているのか分かりませんが、本計画は人口を増やす取組を含めて検討していく必要があると思いますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>現在、北原山地区では土地区画整理事業は進んでおり、若い方が入ってくると思います。今回の国勢調査でどの年齢層が増えているのかを踏まえて、人口を増やす取組を御検討いただければと思います。</p>
事 務 局 (都市計画課係長)	<p>令和2年国勢調査の速報値では、平成27年と比較して、人口は2,390人ほど増加し、世帯としては1,970世帯ほど増加している状況でございます。</p> <p>今後はどの自治体でも人口維持が課題になると思います。人口の増加には様々な要因がありまして、住みよい環境であるとか、通勤通学に便利であるとか、教育や子育てなどがあります。尾張旭市としましても、第5次総合計画の中に、人口増加を目指していくことが記載されておりますので、立地適正化計画についても総合計画と整合を図りながら、施策の内容を記載するか検討していきます。</p>
森 委 員	3%の人口増加は、他都市よりも高い数字ですが、何か施策を検討していただければと思います。
秋 田 委 員	<p>アイデアではございますが、人口増加には何か魅力が必要で、その魅力を考えるのがこういった検討会議の場であると思います。</p> <p>魅力に関しては、都市部との交通アクセスの良さが重要であると思いま</p>

秋田委員	<p>す。名鉄瀬戸線という中心を走っている路線は、栄町駅と直通しており魅力がありますが、今後はリニアが開通することもあり、名古屋駅から1時間以内のアクセス圏域が注目をされています。そこにいかに尾張旭が入るかが、今後の魅力向上のためにも重要だと思います。</p> <p>例えば、名古屋駅への直通運転であるとか、大曽根駅での乗り継ぎ利便性の向上などについて、声を上げて行くには良いタイミングだと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p> <p>一人の女性が出産するお子さんは1.4人とされています。30歳を1世代だとすると、30年経過すると70%になる、これが2世代続くと半分になります。これが日本の現状であり、全国的には人口が維持できない都市が生じることが予想されています。そうすると選択と集中ということで、厳しい判断を迫らなくてはなりません。</p> <p>そういった状況の中で、尾張旭市において人口が増えているということは、それなりの理由があります。その理由も検討いただいた上で、秋田委員から御意見いただいた内容についても御検討いただければと思います。</p> <p>若い世代の方にとって、生活しやすい、子育てしやすいということは非常に大きな魅力であると思います。奥村委員、何か御意見はありますか。</p>
奥村委員	<p>私は、子育て支援の団体で活動していますが、先日、小牧駅周辺の市街地再開発事業を見学する研修を受けてきました。</p> <p>市街地再開発事業により整備された施設には、スーパー等の商業施設だけではなく、子育て支援施設や運動施設といった様々な年代の方のための施設があり、これが尾張旭にあったら良いと感じました。</p> <p>公共事業でお金がかかることですが、そういった再開発をしていただくことで、子育て世代だけではなく様々な世代の方々が住みやすくなると思います。</p> <p>駅周辺の歩いて行ける範囲で開発していただけると、魅力のあるまちになると思います。</p>
会長	<p>小牧市のような施設が整備されれば、森林公園を抱えており、鉄道利便性の高い尾張旭市はさらに魅力的になると思います。子育てが安心してできる環境は、非常に大きな魅力だと思います。</p> <p>いくつか御意見をいただいた中で、議題(4)については誘導施設の設定ということですが、大きな3つの考え方があったと思います。</p> <p>1つ目は、基幹的な役割を果たす施設や行政との連携が必要になる施設は、互いに連携することにより、サービス利便性の拡充が図られるよう立地を誘導していくこと。</p> <p>2つ目は、子育てや高齢者、障がい者などの生活に身近な機能は、地域に根ざし、住み慣れた地域でサービス利便性の拡充を図っていくこと。人</p>

<p>会 長</p>	<p>口が微増したとはいえ、今後は何が起こるか分かりません。人口は減少しても、現在と同じ生活水準、利便性を維持していけるようにしなくてはならないと思います。選択と集中を進めることが必要であり、その実現のために、緩やかな誘導が必要であると思います。事務局の方々をよく考えていただいているとは思いますが、市民の方々の意見は重要ですので、皆様にも御協力をいただければと思います。</p> <p>3つ目は、もともとコンパクトな尾張旭市の場合は、拠点となる各駅の特徴を活かした機能を維持、誘導するとともに、互いに連携し機能を補完していくことが大切ということ、だったかと思います。</p> <p>このような考え方については、概ねそのとおりということで良いかと思えますし、また、交流拠点施設という尾張旭市独自の機能については、尾張旭駅や三郷駅のにぎわいや活力を創出していきたいという姿勢を示すことができたのではないかと思います。</p> <p>事務局は、これらの意見を参考に、検討を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、会議次第の3、「その他」に移らせていただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (都市計画課長)</p>	<p>それでは、次回の会議の予定について説明させていただきます。</p> <p>次回の会議は、10月頃を予定しております。</p> <p>詳細な日時については、改めて調整をさせていただきますので、引き続き、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>連絡事項は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回は、10月頃に開催されるとのことです。</p> <p>皆様、大変お忙しい中かとは思いますが、なにとぞ御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、第3回尾張旭市立地適正化計画策定検討会議を閉会といたします。皆さん大変お疲れ様でした。</p>